



11月は
児童虐待防止
推進月間
です

児童虐待は社会全体で 解決すべき問題です

問 市 こども家庭課(山東庁舎) ☎55-8112 FAX 55-4040

滋賀県内の児童虐待に関する相談件数は年々増加し、平成28年度の相談件数は6062件で、前年度と比べて39件増加しています。「心理的虐待」に関する相談が2071件と最も多く、その理由として児童が同居する家庭で配偶者への暴力(面前DV)に関する警察からの通告が増加したことがあげられます。

また、平成28年度の市の児童虐待相談件数は、68件でした。

児童虐待とは…

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、
投げ落とす、
激しく揺さぶる、
やけどを負わせる、
溺れさせる など



性的虐待

子どもへの性的行為、
性的行為を見せる、
ポルノグラフィの
被写体にする など



ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、
ひどく不潔にする、
自動車の中に
放置する など



心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での
差別的扱い、
子どもの目の前で
家族に暴力を振るう
など



子どもや保護者のこんなサイン、見落とさないで

子ども

- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする
- ・不自然な傷や打撲の痕がある
- ・衣類や体がいつも汚れている
- ・落ち着きがなく、乱暴である
- ・表情が乏しい、活気がない
- ・夜遅くまで1人で遊んでいる



保護者

- ・地域などと交流が少なく孤立している
- ・小さい子どもを家に置いたまま外出している
- ・子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- ・子どものけがについて不自然な説明をする



あなたの1本の電話で救われる子どもがいます
虐待かも…と思ったらすぐに連絡を！



子どもと家庭に関する相談に応じます あなたの話を聞いてくれる人がいます

- 市 こども家庭相談室(山東庁舎 こども家庭課内)
☎55-8123(相談専用)
- 子どもを守るホットライン(24時間対応)
☎077-562-8996
- 彦根子ども家庭相談センター
☎0749-24-3741